

青森大学副学長選任規程

(目的)

第1条 この規程は、青森山田学園組織事務分掌規程第7条及び青森大学学則第50条の規定に基づき、副学長の選任について定める。

(資格)

第2条 副学長は、人格高潔で学識が優れ、かつ青森大学の教育に関し、識見を有するものでなければならない。

(選任手続)

第3条 副学長は、学長と協議のうえ、理事長がこれを任命する。

附 則

1. この規程は、平成4年4月1日から施行する。
2. この規程の改正は、平成5年8月1日から施行する。
3. この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。